

調達要領 指定書	発簡番号	58S41C30008
	調達要求番号	令和7年4月24日
	調達要求年月日	第5施設団本部
	作成部隊	令和7年4月4日
	作成年月日	
商用観測衛星による撮影等技術援助役務		
(番号は仕様書の連番に対応)	<p><b>2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容</b></p> <p><b>2.1.1 実施期間・実施場所</b></p> <p>a) 全般（撮影・解析支援等期間） 令和7年6月19日（木）から令和7年12月31日（水）</p> <p>b) 撮影・解析員の派遣 細部撮影・派遣時期は、官側との調整による。</p> <p><b>2.1.2 撮影対象場所</b></p> <p>a) 日出生台演習場，十文字原演習場（以下，“演習場”という。）</p> <p>b) 細部撮影地域は，官側との調整による。</p> <p><b>2.3 技術援助の内容</b></p> <p>演習場の地形，植生及び人工物の撮影状況を確認するため，商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）を用いた各種地上目標の画像情報を収集するための撮影技術及び画像の解析（解析員の派遣を含む。）に係る役務</p> <p><b>2.3.1 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）の性能・諸元及び各種地上目標物の撮影</b></p> <p>a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に具備すべき性能・諸元</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 以下の分解能と面積で撮影できるモードを有するSAR衛星であること。 アジマス分解能：1.1m以上 グラウンドレンジ分解能：1.1m以上 撮像面積：5×5km<sup>2</sup>以上</li> <li>2) 推奨条件のとき，以下の分解能と面積で撮影できる光学衛星であること。 分解能：0.5m以上 撮像面積：10×10km<sup>2</sup>以上</li> <li>3) 撮影データを見やすく加工できる。</li> <li>4) 演習場の主要部分の撮影が可能 （細部撮影箇所は官側との調整による。）</li> </ol> <p>b) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による各種地上目標物の撮影</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 撮影準備及び撮影：契約相手方による。</li> <li>2) 撮影周波数（合成開口レーダ）：Xバンド</li> <li>3) 撮影枚数 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 契約期間で，光学7回～13回，合成開口レーダ13回～26回を基準とする。</li> <li>b) 細部撮影枚数は，官側との調整による。</li> </ol> </li> </ol>	

### 2.3.2 撮影した画像の解析

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影画像の解析（人工物の抽出，類識別等）（解析員の派遣を含む。）  
この際，AIを活用した解析を実施（AIのディープラーニング等を含む。）
- b) 細部の解析内容は，官側との調整による。

### 2.3.3 その他

- a) 契約の相手方は，官側の指示を受け，技術援助を行うものとする。  
この際，技術援助に必要な器材，撮影器材等については契約相手側が用意するものとする。  
その他の器材については別途官側との調整による。
- b) 天候，気象，電波干渉及びその他の理由により画像データの提供が期間中困難となった場合，官側と調整の上，早期代替案を提出して調整することとする。

### 3.1 契約期間・役務回数

- a) 契約期間は令和7年6月19日（木）から令和7年12月31日（水）までの期間とし，役務回数は令和7年6月19日（木）から25日（水）及び令和7年10月20日（月）から31日（金）の2回を基準とする。
- b) 細部回数は，官側との調整による。

### 5.2 提出書類

#### 5.2.1 撮影データ等の提出

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影データ（解析含む。）
- b) 提出時期
- 1) 派遣の間，撮影の都度
  - 2) 細部の提出物，提出時期，提出要領等については，官側との調整による。

#### 5.2.2 検証結果（評価）等の報告

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に関する検証結果（評価）
- b) 報告時期
- 1) 撮影後速やかに，または別示する時期
  - 2) 報告会を，令和7年12月の別示する時期
- c) 報告場所は小郡駐屯地を基準とする。
- d) 報告内容，時期，場所，要領等については，官側との調整による。

### 5.3 その他の必要事項

- a) 本役務は，特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下，訓令等という。）に該当するため，業務の実施に際して，直接・間接を問わず知り得た秘密に関する事項については訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。
- b) センサー等の不具合に伴う撮影不備，修理，部品交換及び整備は契約相手方の負担とする。
- c) 提出された撮影データ及びそれに付随する情報（撮影条件等）については，官側の判断により研究協力機関等に対し，提供できるものとする。

d) 本仕様書に疑義がある場合には官側と調整するものとする。

e) 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第5施設団本部第2科 第2科長 野牧 順  
情報陸曹 池田 宜政

0942-72-3161 内線221